

静岡県告示第658号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和6年10月18日から2週間沼津土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年10月18日

静岡県知事 鈴木康友

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
御殿場箱根線	御殿場市茱萸沢字大橋345番の10地内	令和6年10月18日